

## 背景

建設投資の急激かつ大幅な減少等により、建設業はかつてない厳しい状況に直面しています。このような状況を踏まえ国土交通省では、建設産業戦略会議を立ち上げ、平成23年6月に「建設産業の再生と発展の方策2011」を取りまとめました。

社会保険未加入対策は、その中の施策の一つとして位置付けられています。

本対策に取り組むこととなつた背景には、建設業においては、下請企業を中心、雇用、医療、年金の3保険について、法定福利費を適正に負担しない保険未加入企業が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となつてゐるほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。

これらの課題に対応するため、関係者が「一丸となつて、「技能労働者の処遇向上」、「人材の確保」及び「公平な競争環境の構築」を図ることを目的として社会保険未加入対策に取り組んでいます。

## 対策の概要

行政側の取組として、建設業許可（更新）時や立入検査における加入状況の確認・指導、経営事項審査の厳格化等となつております。また、これらの取組を厚生労働省の保険担当部局と連携しながら実施していきます。

## 建設企業の取組として、元請企

業については、下請企業に対する加入指導を行つていただき、下請企業については、雇用関係にある社員と請負関係にある者とを明確にしていただきた上で、雇用関係にある社員の保険加入に努めていただきます。

これらの取組を平成24年度から平成28年度までの5年間に周知啓発重点期間、加入指導重点期間、加入者優先期間に区分し、段階的に取組を強化していき、5年後の平成29年度には許可業者の加入率100%を目指します。

## 具体的な取組

## 1. 法令に基づく取組

## ① 経営事項審査の厳格化【平成24年7月から実施】

・ 経営事項審査において、保

見直し（雇用保険、健康保険、建設業許可（更新）申請時等にお

び未加入の場合の減点幅拡大により、未加入企業に対する評価の厳格化を図ります。

## ② 建設業担当部局による立入検査【平成24年11月から実施】

・ 建設業法に基づく立入検査において、労働者名簿、賃金台帳、保険関係書類を確認することにより、企業単位、労働者単位での保険加入状況を確認します。

【工事現場への立入検査】  
・ 建設業法違反に関する検査に併せて、保険加入に関する調査を実施します。

・ 調査の結果、下請企業に対する保険加入に関する指導がなされていない元請企業には注意喚起等を行います。

## ③ 建設業許可・更新時の加入状況確認【平成24年11月から実施】

・ 建設業許可（更新）の申請時の添付書類に保険加入状況を記載した書面を追加し、保険の加入状況を確認します。

## ④ 監督処分【平成24年11月以降適用】

・ 経営事項審査、立入検査、許可（更新）申請時等にお

いて、未加入であることが判明した場合は、当該未加入企業に対し、文書により保険加入を指導し、一定期間後、加入状況の報告を求めます。

指導後も加入しない場合は、社会保険担当部局（日本年金機構、地方労働局等）へ通報します。

社会保険担当部局による加入指導にも応じない企業については、社会保険担当部局から建設業担当部局へ通知がなされ、建設業担当部局は当該通知に基づき、建設業法に基づく監督処分を行います。

**2. 社会保険未加入対策推進沖縄地方協議会の設置**

取組を着実に推進するため、本対策を行政・元請・下請及び関係団体が一体となって継続的に実施する「社会保険未加入対策推進協議会（全国協議会）」を設立し、各団体の取組を共有し、継続的にフォローアップを行っていきます。

また、地域ごとにその実情に応じた加入徹底をきめ細かく行う観点から、各地方ブロックにおいても地方協議会を設置して

おり、沖縄においても昨年9月に県内の建設業団体25団体を始めとする関係団体及び行政機関の御賛同を得て「社会保険未加入対策推進沖縄地方協議会」を設置しています。



### 終わりに（建設業団体の皆様へ）

沖縄総合事務局では社会保険未加入対策の周知・啓発を図るため、当局主催の講習会等はもとより、県内の建設業団体における総会や研修会等の様々な機会を活用させていただき説明を行っておりますので、各建設業団体の御担当者におかれましては、本対策の説明の御要望がありましたらお気軽に末尾の問合せ先まで御連絡ください。

問い合わせ先 開発建設部  
建設産業・地方整備課 建設業係  
TEL 098-866-0031  
内線3171

## 社会保険未加入対策の概要

### 課題

- 下請企業を中心に、特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
- 技能労働者の待遇が低下し、若年入職者減少の一因
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利

### 総合的対策の推進

#### 1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

「社会保険未加入対策推進協議会」の設置（全国協議会・地方協議会）

#### 2. 行政による制度的チェック・指導

- ①経営事項審査の厳格化
- ②建設業担当部局による立入検査
- ③建設業許可（更新）時の加入状況確認
- ④社会保険担当部局（厚生労働省）との連携

#### 3. 建設企業の取組

- 元請企業による下請加入指導
- 雇用関係にある社員と請負関係にある者の明確化及び雇用関係にある者の加入徹底

#### 4. 法定福利費の確保

- ①発注者への要請・周知、元請企業への指導
- ②業界における見積時の法定福利費の明示
- ③ダンピング対策
- ④重層下請構造の是正

目標指標 実施後5年を目指すに、企業単位で許可業者の加入率100%の加入状況を目指す。

これにより、○技能労働者の待遇向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保  
○法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を実現

## みんなで取り組む保険加入～社会保険加入徹底に向けた連携体制～

### 取組

- 行政、元請、下請など関係者が一体となって建設業界の保険加入徹底に取り組む
- 営業所・工事現場での取組のほか、加入促進ネットワークを構築し保険加入を推進・支援

